

# 4

## 景観形成基準

### (1) 景観形成基準とは

景観形成基準とは、「まち並み景観の目標イメージ」を実現するために、建築物や工作物などを整備する際に努めることを示したものです。ひとりひとりがこの基準に配慮することで、調和のとれた美しいまち並みをつくることを目指しています。

基準は、ふたつの表に分けて示していますので、工事の内容に応じて使用してください。

#### 表1：まち並み景観形成基準

この基準は、新たなデザインを取り入れながら、二川宿の歴史的な建築物に調和するまち並みを創造するための基準です。

#### 表2：歴史的な建築物の基準

この基準は、二川宿の歴史的な建築物を修復する場合や、これらと同じ伝統様式の建築をおこなう場合の基準です。

#### 次の工事をおこなう場合に使用して下さい

- 表2以外の建築物を新築、増築、改修する場合
- 門、塀を築造、改修する場合
- 設備（照明、空調室外機など）を設置する場合
- 広告物を設置、改造する場合
- 自動販売機を設置する場合
- 建物の前面空間を整備する場合

#### 次の工事をおこなう場合に使用して下さい

- 二川宿の歴史的建築物を修復する場合
- 二川宿の歴史的建築物と同じ伝統様式の建築物を新築、増築、改修する場合

◆ 表1 まち並み景観形成基準

この基準は、新たなデザインを取り入れながら、二川宿の歴史的な環境に調和するまち並みを創造するための基準です。道路などの公共空間から見える範囲に対して適用します。

区 分		基 準
ま ち 並 み		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連続性を大切にする。</li> <li>● 建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>
建 築 物	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。</li> <li>● 道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。</li> </ul>
	屋 根・ <small>ひさし</small> 庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 切妻屋根を基本とする。</li> <li>● 旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。</li> <li>● 勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。</li> <li>● 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。</li> <li>● 色彩は灰色とする。</li> </ul>
	壁 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁や建具に格子のイメージをいれる。</li> <li>● 建具の形は自由とする。</li> <li>● 素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。</li> <li>● 壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。</li> <li>● 建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。</li> </ul>
門 ・ 塀		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。</li> <li>● 旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。</li> </ul>
設 備		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。</li> <li>● 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。</li> </ul>
広 告 物		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用以外の広告物は設置しないよう努める。</li> <li>● けばけばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。</li> <li>● 形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。</li> <li>● 高さは、建築物の2階(平屋の場合は1階)の軒高を超えないようにする。</li> </ul>
自 動 販 売 機		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。</li> <li>● 建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえる。</li> </ul>
建物の前面空間		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気の修景に努める。</li> </ul>

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物(東駒屋など)を言う。

◆ 表2 歴史的な建築物の基準

この基準は、二川宿の歴史的な建築物を修復する場合や、これらと同じ伝統様式の建築をおこなう場合の基準です。

区 分		基 準
構 造		● 木造
高 さ		● 平屋建て ● 中2階建て(つし2階) ● 2階建て
屋 根	形 式	● 切妻平入り(旧東海道沿いの町家の基本形)
	勾 配	● 4~5寸程度(町家) ● 4~7寸程度(蔵)
	素 材	● 日本瓦葺き(いぶし、銀黒)
	軒の出	● 1.5~4尺程度(町家) ● なし(蔵)
	軒 裏	● 野地板および垂木あらわし ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
	妻	● 破風板 ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
ひし 庇	勾 配	● 4~5寸程度
	素 材	● 日本瓦葺き(いぶし、銀黒) ● 金属板葺き(濃い灰色または黒色)
	庇の出	● 1.5~4尺程度
	庇 裏	● 野地板および垂木あらわし ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
壁 面	素 材	● 板張り ● しっくい塗りまたはこれに準じた質感の素材
	窓	● 木製建具および木製格子 ● 建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。
	出入口	● 木製大戸 ● 木製格子戸 ● 建具を金属製とする場合は、濃い茶色や黒色を基本とする。
設 備		● 空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。
樋		● 濃い茶色や黒色のもの、または、銅製を基本とする。
そ の 他		● 外部の新設木部は古色仕上げとする。 ● 広告物を設置する場合は、歴史的な建築物にふさわしいものとする。 ● 建築当初の形態が上記の各基準と異なるものは、その形態を基準とする。

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物(東駒屋など)を言う。